

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

香 川 県 教 育 委 員 会

### 香川県教育委員会規則第26号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第5条 条例第27条に規定する勤務1時間当りの給与額算出の基礎となる給料の月額は、その職員が本来受けるべき給料の月額とする。</p> <p>2 条例第27条第2項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものは、8に18を乗じたものとする。<u>ただし、次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。） 8に18を乗じたものに、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの</u></p> <p>(2) <u>条例第5条第2項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。） 8に18を乗じたものに、勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの</u></p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第5条 条例第27条に規定する勤務1時間当りの給与額算出の基礎となる給料の月額は、その職員が本来受けるべき給料<u>（条例第17条の規定による調整額を含む。）</u>の月額とする。</p> <p>2 条例第27条第2項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものは、8に18を乗じたもの<u>（条例第5条第2項に規定する再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、8に18を乗じたものに、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得たもの）</u>とする。</p>
<p>第6条 条例第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。</p>	<p>第6条 削除</p>
<p>(給料の調整額)</p> <p>第8条の2 給料の調整額は、別表第1の職員欄に掲げる職員に適用される</p>	<p>(給料の調整額)</p> <p>第8条の2 給料の調整額は、別表第1の職員欄に掲げる職員に適用される</p>

給料表及び職務の級に応じて別表第1の2又は別表第1の3の調整基本額欄に掲げる調整基本額（その額が給料月額 $\frac{100}{分}$ の4.5を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{分}$ の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等にあってはその額に勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）とする。ただし、その額が当該職員の給料月額 $\frac{100}{分}$ の25を超えるときは、当該職員の給料月額 $\frac{100}{分}$ の25に相当する額とする。

#### 第11条 略

(1)～(3) 略

(4) 育児休業法第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(5) 略

(6) 自己啓発等休業（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

(7) 略

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

(管理職手当の支給)

第20条 管理職手当の月額、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額（育児短時間勤務職員等にあってはその額に勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定

給料表及び職務の級に応じて別表第1の2又は別表第1の3の調整基本額欄に掲げる調整基本額（その額が給料月額 $\frac{100}{分}$ の4.5を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{分}$ の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員にあっては、その調整基本額（その額が給料月額 $\frac{100}{分}$ の4.5を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{分}$ の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に勤務割合を乗じて得た額）とする。ただし、その額が当該職員の給料月額 $\frac{100}{分}$ の25を超えるときは、当該職員の給料月額 $\frac{100}{分}$ の25に相当する額とする。

第11条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

(1)～(3) 略

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(5) 略

(6) 略

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

(管理職手当の支給)

第20条 管理職手当の月額、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあってはその額に同条第3項から第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とする。

(1)～(7) 略

2～4 略

(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)

第27条 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員について、職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第16条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条第2項若しくは第3項、職員の育児休業等に関する条例第18条の規定により読み替えられた条例第7条第1項、第2項、第4項若しくは第9項若しくは条例第8条の規定による給料月額、第8条の2の規定による給料の調整額又は第20条第1項の規定による管理職手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額、給料の調整額又は管理職手当の月額とする。

附 則

(給料の調整額の額の算定の特例)

2 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員に関する第8条の2の規定の適用については、同条中「の給料月額」とあるのは、「の給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(1)～(7) 略

2～4 略

(再任用短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)

第27条 再任用短時間勤務職員について、条例第8条の規定による給料月額、第8条の2の規定による給料の調整額又は第20条第1項の規定による管理職手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額、給料の調整額又は管理職手当の月額とする。

附 則

(給料の調整額及び管理職手当の額の算定の特例)

2 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員に関する第8条の2、第20条第1項及び第27条の規定の適用については、第8条の2中「の給料月額」とあるのは「の給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」と、第20条第1項及び第27条中「給料月額」とあるのは「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

別表第2 (第14条関係)

扶 養 親 族 届

所属長印	殿 公立学校職員の給与に関する条例第21条第1項の規定に基づき届け出ます。 年 月 日受理														
略	所属名及び所属コード								氏名及び職員番号						
	配偶者の有無 (該当を○で囲む)				有	無			扶 養 親 族 数			1	0		
	扶 養 親 族 数				配偶者				人						
	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子・孫				人										
	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹				人										
	60歳以上の父母・祖父母				人										
	心身に著しい障害がある者				人										
	扶養親族のうち共同扶養に係る調整対象者数				人										
	加算対象となる子の数				人										
	異動日付(支給の始期、終期等)				年	月	日								
	上記のとおり認定する。														
	決 裁														

別表第2 (第14条関係)

扶 養 親 族 届

所属長印	殿 公立学校職員の給与に関する条例第21条第1項の規定に基づき届け出ます。 年 月 日受理														
略	所属名及び所属コード								氏名及び職員番号						
	配偶者の有無 (該当を○で囲む)				有	無			扶 養 親 族 数			1	0		
	扶 養 親 族 数				配偶者				人						
	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子・孫				人										
	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹				人										
	60歳以上の父母・祖父母				人										
	心身に著しい障害がある者				人										
	扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の扶養親族の有無(該当を○で囲む。)				有	無			扶養親族のうち共同扶養に係る調整対象者数			1	0		
	扶養親族のうち共同扶養に係る調整対象者数				人										
	加算対象となる子の数				人										
	異動日付(支給の始期、終期等)				年	月	日								
	上記のとおり認定する。														
	所 長				補 佐				事 務 長				係 員		
	校 長														

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項、第6条及び附則第2項の改正規定は公布の日から、別表第2の改正規定は平成19年12月25日から施行する。